

余裕期間制度に関する特記仕様書

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保などの準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

1 余裕期間制度の方法

本工事は、工事を開始すべき日（以下「着工日」という。）を設定した余裕期間制度（発注者指定方式）である。

2 余裕期間及び実工期

余裕期間： 契約締結日から 年 月 日（着工日の前日）まで

実工期： 年 月 日（着工日）から 年 月 日（工期の末日）まで

3 余裕期間における技術者等の配置

(1) 余裕期間内は、建設業法第26条に基づく主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）の設置を要しない。

(2) 余裕期間内は、工事請負契約条項第10条に基づく現場代理人の配置を要しない。

4 余裕期間内の準備等

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備及び書類作成等については行うことができるが、現場への資材の搬入、現場への仮設物の設置等、工事の着手と判断される準備等は行っていない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責任により行うものとする。

5 余裕期間内の現場管理

余裕期間内の現場管理は、発注者の責任において行うものとする。

6 前払金

工事請負契約条項第35条に基づく前払金の請求は、着工日以降に行うことができるものとする。

7 中間前払金

工事請負契約条項第35条及び江東区公共工事の中間前払金取扱要綱第9条に基づく中間前払金の認定において、工期とは実工期とする。

8 工事内訳書及び工程表

工事請負契約条項第3条に基づく内訳書及び工程表の提出は、「契約締結後、速やかに」を「着手後速やかに」と読み替える。

9 CORINS への登録

主任技術者等及び現場代理人の従事期間は、実工期をもって登録する。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）